



かみとめ幼稚園

7月8日(火)

汚れを赤く染め出した後、歯科衛生士と一緒にゴシゴシ！集中して磨いています。

町では、町内の各幼稚園・保育所で、年長のお子さんを中心に、はみがき指導を行っています。幼稚園により、内容や対象クラスは多少異なりますが、模型を使った歯磨き指導、歯の汚れを染め出しなど。
「はみがき名人」への道のりを歩んでいる子どもたちの姿をご紹介します。
問い合わせ 保健センター ☎258-11236 FAX 258-5994

『はみがき名人』になあれ

みふじ幼稚園

6月18日(水)

年少組から年長組まで、全てのクラスが参加しました。「1、2、3、4」と掛け声に合わせてゴシゴシゴシ！

汚れをピンポン玉に見立てた模型を使ったり、手遊びをしたり...
楽しんでいても、子どもたちのまなざしは真剣そのもの。
小さな「はみがき名人」が、町の中でたくさん育って欲しいと願っています。
あなたの家の「はみがき名人」は誰ですか？

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ 医療費負担割合の定期判定のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証を使って医療を受けた際に、病院等の窓口で支払う一部負担金については、所得に応じて1割または3割を負担することになっています。
負担割合につきましては、平成20年度の世帯状況および所得状況に基づいて判定し、平成20年8月1日から適用になります。
負担割合が変わる人には、7月末までに新しい被保険者証を送付します。
なお、変更のない人は現在使用している被保険者証をそのまま継続してお使いください。
問い合わせ 高齢者支援課(内線183)

負担割合と判定基準

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	同一世帯に課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる人
一般	1割負担	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない人
低所得者Ⅱ	1割負担	同一世帯の全員が住民税非課税である人(低所得者Ⅰ以外の人)
低所得者Ⅰ	1割負担	同一世帯の全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

基準収入額適用申請制度

現役並み所得者のうち、後期高齢者医療制度で医療を受ける人の収入合計が、二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は申請により1割負担となります。

さらに、平成22年7月末までの間、後期高齢者医療制度に移行することによって高齢者単身世帯となり現役並み所得者になった場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の後期高齢者医療制度で医療を受ける人と70歳以上75歳未満の人の収入合計が520万円未満の人は、限度額についてのみ「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用(自己負担割合は「現役並み所得者」を適用)します。

限度額適用・標準負担額減額認定

負担割合が1割の人で、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、自己負担限度額及び入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

自己負担限度額(月額)			入院時の食事代の標準負担額(1食)		
事故負担限度額の所得区分	外来の限度額(個人ごと)	外来+入院の限度額(世帯)	現役並み所得者・一般	260円	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
一般	12,000円	44,400円		過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ		100円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円			

政府・与党決定(平成20年6月12日)に基づく
長寿医療制度の保険料のお支払い方法の変更について
長寿医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている人、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている人のうち、以下のいずれかの要件にあてはまる人は、事前に金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きを行っていただいた上で、「ご本人控え」をお持ちいただき、役場高齢者支援課窓口へお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ① 国民健康保険料を確実に納付していた人(本人)が、口座振替により納付する場合
- ② 世帯主又は配偶者がいる人(年金収入が180万円未満の人)で、その口座振替により納付する場合

8月20日までにお申し出いただいた場合は、9月から口座振替により納付いただくこととなります。その際には、9月中旬頃に今後の納期が記載された納入通知書を送付させていただきますので、ご確認ください。
役場高齢者支援課窓口にてお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からの天引きを中止する手続きを行います。8月20日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月以降の年金から中止させていただくことになります。ご了承ください。
問い合わせ 高齢者支援課(内線183)
FAX 274-11051

